

A 募集の趣旨・目的及び背景、案の概要・論点等

1. 案を作成した趣旨、目的及び背景

平成2年に水質汚濁防止法が改正され、市町村の責務として「公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。」とされ、平成4年に鳴門市全域が生活排水対策重点地域に指定されたことにより、鳴門市では、平成5年に「生活排水対策推進計画」を策定しました。

その後、平成7年に策定された「徳島県污水適正処理構想」により、公共下水道による集合処理が有利とされた区域について、経済的かつ効率的に污水处理施設の整備を進めるため、旧吉野川流域の2市4町と徳島県が一体となって進めている旧吉野川流域関連公共下水道として、平成13年度より市の中心部で費用対効果の大きい撫養町斎田、小桑島、南浜の一部について事業認可を得て着手し、平成21年度から一部供用開始をしています。

平成16年度には、社会経済情勢や、污水处理施設の技術の進展の実態などを踏まえ、「鳴門市污水处理構想」※として策定したが、その後においても、人口減少や污水处理技術の進展等により污水处理を取り巻く環境が変化し実態との乖離が想定されることから、平成22年度・平成28年度に見直しました。

こうしたなか、徳島県の処理構想マニュアルが見直され、令和17年を污水处理施設の整備完了の目標としたことや、前回の構想から5年が経過し、社会情勢等の変化により新たな見直しを要請されたことから、「鳴門市污水处理構想」の見直しをすることとなりました。

つきましては、「鳴門市污水处理構想」の見直しを素案の段階で公表し、市民の皆さんのご意見を募集します。提出いただいたご意見を参考に令和4年9月末までに「鳴門市污水处理構想」を見直す予定です。

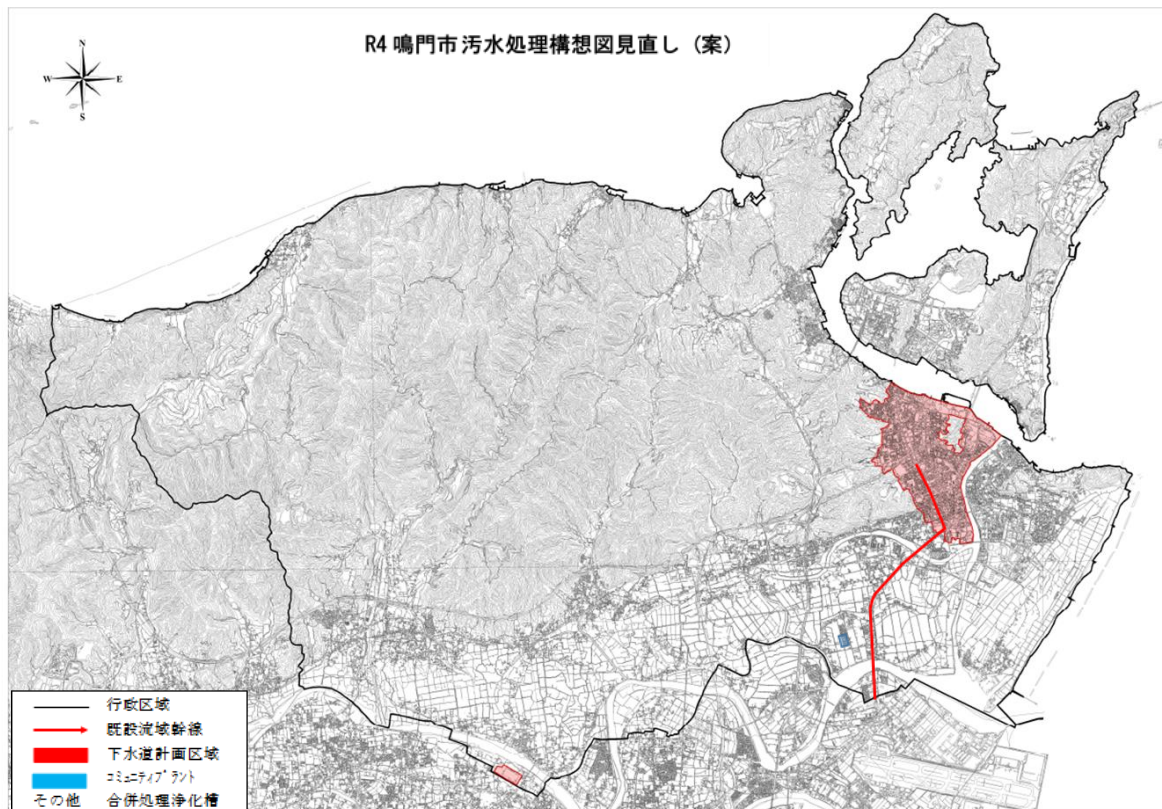
※「污水处理構想」は、公共下水道や合併処理浄化槽などの污水处理施設の整備を効率的に進めるため、その機能や水質保全効果、経済性、地域の特性を踏まえた、污水处理施設整備の指針です。

2. 案の概要

今回の「鳴門市污水处理構想」の見直し（素案）では、国や県のマニュアルや考え方を基に、人口減少や厳しい財政状況等の実態に沿った内容の見直しを行いました。

この結果、前回の污水处理構想と比較して、公共下水道の集合処理で整備することが有利な地域が、327ha減少し324haとなりました。

その区域を示した図は、資料「鳴門市污水处理構想」の下図（素案最終頁）のとおりです。



3. 案を作成する際に整理した論点及び鳴門市の考え方

①人口減少に対応した内容の見直し

人口の見直しについては、将来計画が過大とならないよう適正に設定する必要がありますので、本市においては、近年の減少傾向の実績を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を参考に計画の見直しを行い、令和17年度の人口を、46,400人と設定しました。

②費用関数（建設費・維持管理費）の実態に沿った見直し

各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、集合処理と個別処理の費用比較を基本としつつ、水質保全効果等の地域特性等を考慮し、検討しています。

(1) 市の実績値（管渠工事費）の見直し

(2) 市の実績のないものについては、国・県のマニュアル及び通知等を参考にしました。

③汚水処理施設の早期整備を目標とした時間軸の観点

徳島県のマニュアルと同様に令和17年度を汚水処理施設の整備完了の目標と設定

④汚水処理施設整備の考え方

「汚水処理構想」は、公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備を効率的に進めるため、その機能や水質保全効果、経済性、地域の特性を踏まえた、汚水処理施設整備の指針として策定しています。

しかしながら、公共下水道などの汚水処理施設の整備には、長い年月と費用を要しますので、財政状況などを勘案し、適切な事業計画を作成し状況に応じ適宜見直し、本市の財政に過度の負担とならないよう、身の丈にあった規模で、順次整備を進めていくこととしています。